

大仙市建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査及び 入札参加機会の確保に関する特例要領

(目的)

第1条 この要領は、大仙市の等級格付名簿の登載業者（以下、「名簿登載業者」という。）が、合併又はすべての建設業について事業譲渡又は譲受した場合（以下、「合併等」という。）における大仙市の等級格付（以下、「格付け」という。）による入札参加機会の確保措置（以下、「合併特例措置」という。）並びにその他の必要な事項について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この要領において、「県の合併特例措置」とは、秋田県の建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査及び入札参加機会の確保に関する特例要領第1の規定による合併特例措置をいう。

2 この要領において、「合併等会社」とは、合併により新たに設立された会社及び合併した後存続する一方の会社並びにすべての建設業について事業譲渡した場合の譲受会社をいう。

3 この要領において、「合併等当事会社」とは、合併又は事業譲渡の効力が発生する日（以下、「合併等日」という。）以前の関係会社をいう。

4 この要領において、「主たる営業所」とは、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条に規定する営業所であって、かつ、営業所を統括し、指揮監督権を有する営業所をいう。

5 この要領において、「その他の営業所」とは、法第3条に規定する営業所であって、主たる営業所以外の営業所をいう。

6 この要領において、「県格付け」とは、秋田県建設工事入札制度実施要綱（昭和62年4月22日監一134）第5条の規定による等級格付をいう。

(合併特例措置の対象)

第3条 合併特例措置は、法第3条の規定による許可を受け、かつ、法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けている名簿登載業者同士による合併等のうち、合併等当事会社に大仙市内に主たる営業所を有するものが含まれる合併等会社を対象として行うものとし、その対象工事種別は大仙市入札契約資格等審査実施要綱（平成21年4月1日。）第6条で規定する工事種別とする。

2 次のいずれかに該当するものは、第6条の規定に基づく合併等に伴う特例の申請を行うことができない。

(1) 合併等会社の県格付けが確定していない場合

(2) 合併等当事会社のいずれかが、合併等日に「大仙市建設工事入札参加者指名停止基準（平成17年3月22日）」に基づく指名停止措置又は「低入札調査基準価格を下回った入札に関わる取扱要領（平成23年3月18日）」に基づく指名差し控え措置を受けている場合

(3) 平成23年1月1日以降の事業譲渡により、第4条に規定する措置の適用を受けた譲受会社が、その後、別の建設会社から事業譲渡を受けた場合

(従前の格付けによる入札参加機会確保措置)

第4条 合併等をしたことにより、合併等会社の入札参加機会が従前の合併等当事会社の入札参加機会に比し極端に減少することのないようにするため、次の各項に定める参加機会確保措置を講じることとする。

2 大仙市内にそれぞれ主たる営業所を有する合併等当事会社が、合併等日以降は、大仙市内に一の主たる営業所を置くこととした場合、工事種別毎に次のいずれかに該当するときは、合併等会社は合併等日以降、県の合併特例措置の有効期間の範囲内で、新たな格付けの直近下位等級工事の入札についても参加できるものとする。ただし、総合評価落札方式による入札を除く。

(1) 同一の県格付けを持つ合併等当事会社同士による合併等で、合併等会社が従前の県格付けより上位等級に格付けされたこと。

(2) 異なる県格付けを持つ合併等当事会社同士による合併等で、合併等会社が県格付けされたこと。

(3) 合併等当事会社のいずれかが県格付けを有している場合の合併等で、合併等会社が当該県格付けより上位等級に格付けされたこと。

3 大仙市内と大仙市以外にそれぞれ主たる営業所を有する合併等当事会社が合併等を行う場合の合併特例措置については、「大仙市建設工事に係る市内業者・準市内業者の認定基準」において、別に定める。

4 大仙市内にそれぞれ主たる営業所を有し、一般土木A級の県格付けを有する者同士が合併した場合には、市が発注する特定建設工事共同企業体の入札参加資格において適用される「大仙市特定建設工事共同企業体工事請負実施要綱」（平成17年3月22日）第5条及び第6条第1項の規定による構成員数及び構成員の組合せの取扱いについては、県の合併特例措置の有効期間の範囲内で次のとおりとする。ただし、総合評価落札方式による入札を除く。

(1) 市格付を有する一般土木2社が構成員の要件とされている場合にあつては、合併

等会社は単体での入札参加ができるものとする。

(2) 市格付を有する一般土木3社が構成員の要件とされている場合にあっては、合併等会社は合併等当事会社の数を構成員数とみなして入札参加ができるものとする。

5 総合評価落札方式において、合併等実績について評価するものとするが、対象工事及び期間、項目等については、「大仙市総合評価落札方式試行要綱」（平成22年5月10日）及び「大仙市総合評価落札方式に係る運用基準」（平成19年7月1日）において、別に定める。

（合併特例措置の適用除外及び取消し）

第5条 県の合併特例措置が、適用除外又は取消しされた場合は、合併特例措置の適用を除外又は取り消すものとする。

（合併特例措置の適用）

第6条 合併特例措置は、合併等会社の申し出に基づく入札参加資格審査が確定した場合において適用するものとする。

2 前項の申し出は、合併等会社が「合併等に伴う入札参加資格審査特例申請書」（様式第1号）を提出して行うものとする。

（合併特例措置の結果の通知）

第7条 市長は、前条第2項の規定により申請書が提出された場合は、大仙市入札契約資格等審査委員会の審議に付すものとし、審議の結果を直ちに「合併等に伴う入札参加資格の確保措置等結果通知書」（様式第2号）により申請者に交付しなければならない。

（経過措置）

第8条 合併等が実施され、第6条の規定に基づく合併等に伴う特例の申請が受理された日から、合併等会社の入札参加資格審査に基づき新たな市格付けが確定するまでの間は、合併等会社については、経営を継承すると認められる一の主たる合併等当事会社の市格付けのみを適用することとする。ただし、経営を継承すると認められる一の主たる合併等当事会社が市外の場合には、大仙市内に主たる営業所を有する合併等当事会社の市格付けのみを適用するものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、平成23年1月1日以降の合併等による合併等会社について適用する。

合併等に伴う入札参加資格審査特例申請書

平成 年 月 日

大仙市長 あて

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

平成 年 月 日付けで次のとおり合併等を行いましたので、大仙市建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査及び入札参加機会の確保に関する要領に基づき申請します。

1 合併等前の会社名・住所・建設業許可番号

区 分	会 社 名	住 所	建設業許可番号

2 合併等後の会社の建設業許可番号（新設合併の場合のみ）

建設業許可番号	
---------	--

3 添付書類

この申請を行う場合は、秋田県からの「合併等に伴う入札参加資格の調整措置等結果通知書」の写しの提出が必要です。

また、合併等後の会社は、入札参加資格審査申請の内容に変更が生じる場合は、変更の届け出をする必要があります。

大仙総契一

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者

様

大仙市長

印

合併等に伴う入札参加資格の確保措置等結果通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった調整措置等については、次の結果となりましたので通知します。

1 調整措置結果の内容

対 象 工 種	格 付

※ 有効期間（平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日）

2 格付け直近下位等級への入札参加資格

(1) あり（工事種別： 等級： ）

※ 有効期間（平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日）

(2) なし

3 特例要領第4条第4項に規定する特例措置

(1) あり

※ 有効期間（平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日）

(2) なし